

第5号議案 一般社団法人への移行方針決定の件

1. 経緯等

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決するため、平成20年12月1日に新公益法人制度が施行された。

これにより当協会を含む改正前の民法第34条に基づき設立された民法法人は、同日をもって自動的に特例民法法人となり、平成25年11月30日までの5年間は従来の制度のまま存続することができるものとされている。しかしながら、特例民法法人が新制度の法人への移行を希望する場合は、この5年間の移行期間中に所要の申請書を行政庁に提出して、公益法人については認定、一般法人については認可を受ける必要がある。

この移行の認定若しくは認可が得られなかった場合又は移行の申請をしなかった場合は、平成25年11月30日に解散したものとみなされる。

また、自発的な解散若しくは合併又は会社等への転換は可能であるが、残余財産の処分が必要である。

2. 法人制度の比較

上記のうち、当協会が今後現実的に取りうる選択肢としては、新制度の公益法人か一般法人のいずれかへの移行であると考えられる。これらの制度を比較すると概略以下の通りである。

事項	現行公益法人 (移行法人)	一般社団法人	公益社団法人
許可 ・ 認可 ・ 認定 の 基準	事業の目的及び内容に公益性があること	公益支出計画が適切かつ確実であること	a) 公益目的事業（法律に掲げる事業であって不特定かつ多数の利益の増進に寄与する事業）を主に行うもの（公益目的事業比率が50%以上）であること b) 公益目的事業は収支相償うものであること c) 経理的基礎及び技術的能力を有すること等

遵守事項	目的以外の事業を行わないこと等	公益目的支出計画実施中は実施状況を行政庁に報告	上記基準に適合すること及び遊休財産規制、財産目録の閲覧・行政庁への届出等
監督	行政庁による報告徴収・立入検査、監督命令、許可取消等	公益目的支出計画完了までは行政庁による監督があるが、以降は一律的監督なし	行政庁による報告徴収・立入検査、監督命令、認定取消等
税制	a) 収益事業のみに課税 b) 受取利子等に係る源泉所得税の非課税	a) ①「非営利型法人」は収益事業のみに課税 ②「営利型法人」は事業全体に課税 b) 受取利子等に係る源泉所得税の課税	a) 収益事業のみに課税及び収益事業から公益事業に支出する場合にはみなし寄付金制度あり b) 受取利子等に係る源泉所得税は非課税 c) 寄付を受ける場合の優遇措置あり

3. 当協会の方針

これらの制度を比較検討し、当協会の目的、性格等に照らして以下の点を考慮すると、当協会としては一般社団法人への移行を目指すこととする。

- a) 公益社団法人は税制面で有利であるが、そもそも、事業が不特定かつ多数を対象とすること等の認定の基準に照らして、当協会がこの認定を受けられるかどうか想定できないことのほか、公益事業を主としつつ収支相償うこと等の要件も活動を制約する恐れがあること。なお、税制面の優遇措置は、現在の協会の収支においては収益事業が赤字であることから、一般社団法人になったとしても、公益社団法人の場合と比べて結果的に大きく異なるものと考えられること。
- b) 一般社団法人への移行をした後も公益社団法人の申請は可能であること及び公益社団法人の認定を申請してそれが受けられなかった場合は5年の期間を過ぎると解散することになること。

なお、一般社団法人には、税制面で「非営利型」と「営利型」とがあるが、これまでの協会の目的、事業内容等からすると、「非営利型」になるものと思われるので、これを前提に対応していくものとする。いずれの類型になるかは定款の規定、事業内容等によって決まり、特段の申請は不要であるが、例えば特定の者に寄付をしたり、財産を分配したりすると税務当局によって営利型とみなされることになる。

4. 今後の取り扱い

新制度移行後既に1年以上経過していること、申請期限間近になると駆け込みによる申請の増加によって行政庁の処理が困難になることが予想されること等を考慮して、可及的速やかに申請することとし、引き続き内容を検討して平成23年度の通常総会で議決し、手続を進めることとする。